

## 6 輸送交通要項

### 1 目的

この要項は、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本方針

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会愛知県実行委員会、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会及び会場地市実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等の協力を得て、安全で正確な輸送を図るものとする。

### 3 輸送対策

#### (1) 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、必要に応じて、関係機関等の協力等を得て、輸送力の確保に努める。

#### (2) 会場地における輸送

##### ア 大会参加者

##### (ア) 開始式・表彰式

原則として、自由集合及び自由解散とする。

##### (イ) 大会期間中

各競技会場への輸送は、原則として自由集合及び自由解散とする。ただし、開催県実行委員会又は会場地市実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

##### (ウ) 各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

##### イ 一般観覧者

原則として公共交通機関等を利用する。ただし、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘察し、必要に応じて開催県実行委員会又は会場地市実行委員会がシャトルバス運行等の措置を講じる。

##### ウ その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

### 4 案内所の設置

開催県実行委員会及び会場地市実行委員会は、輸送交通の案内のため必要に応じて案内所を設置することができる。

### 5 交通安全対策

#### (1) 交通規制

ア 開始式・表彰式会場及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

イ 大会関係車両についても、交通規制に従い、安全運転の励行に努める。

(2) 自家用車の利用

- ア 大会参加者の自家用車等での来場は、できる限り自粛に努めること。
- イ 大会参加者が、大会期間中、やむを得ず自家用車を利用する場合は、各会場周辺において通行を規制する必要があるため、開催県実行委員会又は会場地市実行委員会と連絡調整を行うものとする。
- ウ 輸送交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着又は携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3) 駐車場

- ア 大会関係車両は、指定された駐車場を利用すること。
- イ 各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導等の指示に従うこと。

**6 その他**

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。